

円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増減するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 金利水準は、日本銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 円貨建て債券が 15 年変動利付国債である場合には、その利子は 10 年国債の金利の上昇・低下に連動して増減しますので、このような特性から、15 年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>

- 円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、円貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げや利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

<償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク>

弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

<適用利率が変動するリスク>

円貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に円 LIBOR 等の指標金利を用いた一定の算式に従って決定されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

<流動性に関するリスク>

円貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

円貨建ての外国債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)のうち、国債を除く円貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日及び利子支払日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- 国債は、当社では原則として、その利子支払日を受渡日とするお取引はできません。
- 円貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の4営業日前までのお取引が可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただけます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要について

商 号 等 株式会社 SBI 証券
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

資 本 金 48,323,132,501 円(2018 年 9 月 30 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 1944 年 3 月

連 絡 先 「インターネットコース」でお取引されているお客さま : SBI 証券 カスタマーサービスセンター
電話番号 : 0120-104-214 (携帯電話・PHS からは、0570-550-104 (有料))
受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客さま : SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号 : 0120-142-892
受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客さま : IFA サポート
電話番号 : 0120-581-861
受付時間 : 平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所 : 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先 : 「インターネットコース」でお取引されているお客さま : SBI 証券 カスタマーサービスセンター

電話番号 : 0120-104-214 (携帯電話・PHS からは、0570-550-104 (有料))

受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客さま : SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター

電話番号 : 0120-142-892

受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客さま : IFA サポート

電話番号 : 0120-581-861

受付時間 : 平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

株式会社 クレディセゾン
個人向け社債

第78回無担保社債(社債間限定同順位特約付)

発行登録追補目論見書

2019年10月

赤城自然園
Akagi Nature Park

(株)クレディセゾンは赤城自然園の運営を通して環境保全活動を推進しています。



発行登録追補目論見書

2019年10月

株式会社 **クレディセゾン**

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

Payment [決済ビジネス]

セゾン・アメリカン・エクスプレス®・カード、プリペイドカード、永久不滅ポイント、セゾンカウンター、スマートフォン決済、バーコード決済、生体認証決済

Solution [ソリューションビジネス]

法人系カード、Concur、Sansan、セゾンス마트振込サービス、MFクラウド請求書、B2B決済、プロセッシング、CLO、広告・マーケティング支援、ビジネスファンディング

Finance [ファイナンスビジネス]

リース・レンタル、信用保証、フラット35、ホームアシストローン、資産形成ローン、不動産担保ローン、家賃保証、ノンリコースローン

Digital Marketing [デジタルマーケティング]

セゾンポイントモール、セゾンDMP、DG Lab 参画、Sodan・hintosなどのオウンドメディア

Global [Asiaビジネス]

日本で培ったノウハウを活用した、アジア広域エリアでの多様な金融サービスの提供

Investment [資産運用ビジネス]

セゾン投信、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問、ポイント運用サービス

Neo Finance Company in Asia

お客様と50年間を共に歩む
ファイナンスカンパニーへ
～お金に関する「安心」と「なるほど」を～

中間経営ビジョン「Neo Finance Company in Asia」の実現に向け、サービス寿命の長いクレジットカードをタッチポイントに、お客様のライフイベントや企業サイクルに寄り添い、多様なサービスを提供できるファイナンスカンパニーを目指してまいります。

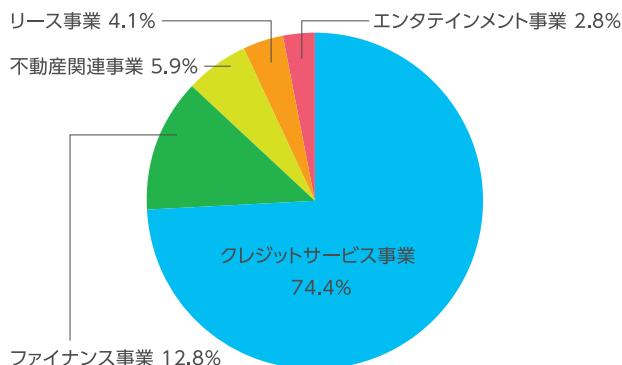
また、アジアにおいては国内で培ったノウハウをベースに各国に即した金融ビジネスを展開し、各国の経済発展に貢献してまいります。

Business Outline 事業概要

経営成績

連結 (IFRS)	2019年3月期	前期比
純収益	3,049億円	104.0%
事業利益	522億円	91.1%
当期利益	305億円	79.4%
単体 (日本基準)	2019年3月期	前期比
営業収益	2,590億円	103.7%
経常利益	396億円	102.0%
当期純利益	259億円	116.6%

純収益 (連結) 構成比 2019年3月期



ペイメント事業

[クレジットカード基盤]

- グループ約3,729万会員 (2019年3月31日現在)
- 有効期限のないポイントプログラム「永久不滅ポイント」
- 高稼働・高単価のハイ・ステータス会員「SAISON AMERICAN EXPRESS® CARD」
- 提携小売業などのリアル店舗チャネル「セゾンカウンター」による全国的なサービス提供ネットワーク



Topics

- 「セゾンクラッセ」
クラスアップで特典がプラス
使うほどお得がもらえるサービス
当社サービスの利用実績により特典がプラスされるサービスです。
☆1～☆6までの6つのクラスごとに特典をラインアップし、上位クラスほど充実した特典を受けられます。
- 「ポイント運用サービス」利用者337,000人、ポイント運用残高11億円*突破!

アプリ限定クラス優待

「セゾンクラッセ」

永久不滅ポイント

ポイント運用

*2019年3月31日現在。

[決済サービス]

- 企業や個人事業主の経費精算業務の省力化をサポート「UC法人カード」
- クラウド型経費精算システム「Concur」
- スマートフォンでカード決済「Coiney」



Topics

- 振込手数料のコストダウンを実現する「セゾンスマート振込サービス」の提供を開始
金額に係らず振込手数料は一律280円(税込)*にて提供し導入企業様で発生している振込手数料の削減を実現。*2019年3月31日現在。



[ネットビジネス]

- ネット会員数約1,582万人*
- ネットショッピングでのポイントが最大30倍貯まるサービス「セゾンポイントモール」



永久不滅ポイント

Topics

- デジタルガレージと共同で「セゾンDMP」を構築
カード会員向けマーケティング領域で協業し、1,582万人*を超えるクレディセゾンのネット会員の快適なショッピングをサポート。法人顧客に対してもビッグデータを活用した集客施策をはじめ、リサーチ、販売促進支援などマーケティングソリューションを提供。*2019年3月31日現在。

ファイナンス事業

- 信金・信組など地域密着型金融機関を中心に提携
- 個人向け証書貸付型フリーローンの保証業務に注力
- セゾンの住宅ローンパッケージ
 - ・長期固定金利住宅ローン「フラット35」
 - ・投資用マンション購入をサポート「セゾンの資産形成ローン」
 - ・セゾンの家賃保証「Rent Quick」を開始
主な関係会社: (株)セゾンファンデックス

リース事業

- 審査ノウハウとスピードを武器に、全国の販売会社と提携
- 事業者様の設備投資計画に合わせて提供
 - ・「ファイナンスリース」
 - ・「事業用割賦」
 - ・「レンタル(オペレーティングリース)」
OA通信機器、オフィス機器、電子決済端末など

不動産関連事業

- 不動産事業および不動産賃貸事業などを取り扱い
- 主な事業展開
 - ・短期回転型の不動産流動化事業
 - ・スペシャルサービス事業
 - ・不動産賃貸事業
主な関係会社: (株)アトリウム

エンタテインメント事業

- アミューズメント事業などを取り扱い
- 事業方針
 - ・地域に支持される健全で安心・快適な店づくり
 - ・業務の効率化/経費効率の向上による売上/収益の拡大
主な関係会社: (株)コンチェルト

Global 広範なAsiaエリアでの多様な事業展開

アジア圏内でのリテール金融ビジネスへの本格的参入

海外事業を将来の収益基盤の柱として位置づけ、成長著しいアジア圏内において、各国に即したリテール金融ビジネスを展開しています。現地企業との合弁・提携による金融サービスを展開することで、地域の経済発展に貢献してまいります。

■ベトナム

HD Bankとの合弁ビジネス

HD SAISON Finance Company Ltd. **HD SAISON**

- ・二輪・家電を中心とした個品割賦を提供

■タイ

SCG International Corporation Co., Ltd.・三井物産(株)との合弁ビジネス

SIAM SAISON CO., Ltd. **SIAM SAISON**

- ・建設業界における分割払いなどの幅広いBtoBペイメントサービスを提供

■カンボジア

出光クレジット(株)(当社50%出資先)による

出光セゾンマイクロファイナンス(カンボジア)有限会社

- ・生産拡大に伴う、農業分野を中心とした融資事業や個品割賦を提供

Topics

■配車サービス最大手Grab Inc.(現Grab Holdings Inc.)と資本業務提携

東南アジアにおけるスマートフォンを活用したローン提供を行うデジタルレンディングの開始に向けて、Grab Financial Services Asia Inc.を設立。



Work Life Design 全員が新たな価値創造に挑戦

社員一人ひとりが能力を発揮できる組織へ

社員が新たな価値創造に挑戦するために、活気に溢れて働きがいのある組織を目指しています。一人ひとりが能力を十分に発揮できるよう、ダイバーシティ&インクルージョンを推進し、絶えず当社らしい制度や仕組みを導入しています。

■**全社員共通人事制度** 社員区分を撤廃し、役割に応じた処遇(同一労働同一賃金)の実現、全社員共通の人事制度に統一。

■**働き方改革** 自由な意見交換を促すイノベティブなオフィスヘリニューアル。また、柔軟な働き方を実現する各種制度(フレックスタイム、短日短時間勤務など)の利用拡大を推進。



CSR 社会貢献活動

サッカー日本代表の活動支援

2001年よりサポーターカンパニーとして、サッカー日本代表を応援しています。また、2014年からはアジアサッカー連盟とのスポンサーシップ契約により、アジアサッカー界も支援しております。

環境保全活動

「赤城自然園」の運営を通じて、「子供たちへ豊かな自然を引き継いでいく」取り組みを継続しています。

ポイント交換やカード決済による寄付活動

「iPS細胞研究所」への寄付:山中伸弥教授が所長を務める京都大学iPS細胞研究所(CiRA)「iPS細胞研究基金」への寄付による支援に取り組んでいます。

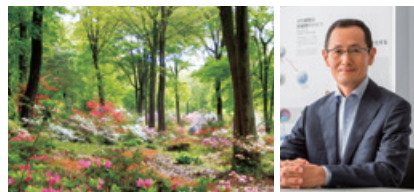
音楽活動支援

世界3大テノール歌手の一人であるホセ・カレーラス氏の音楽活動を支援しています。また、同氏が力を入れている「ホセ・カレーラス国際白血病財団」の趣旨に賛同し、1999年より毎年、同財団への寄付も行い、活動を支援しています。

クレディセゾンは
サッカー日本代表の
サポーターカンパニーです。



2018年10月16日対ウルグアイ戦 先発メンバー©JFA



赤城自然園

山中伸弥教授

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30－関東 1－7
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 2019年10月18日
 【会社名】 株式会社クレディセゾン
 【英訳名】 Credit Saison Co., Ltd.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長COO 山下 昌宏
 【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
 【電話番号】 03－3988－2113
 【事務連絡者氏名】 財務経理部長 木村 由幸
 【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
 【電話番号】 03－3988－2113
 【事務連絡者氏名】 財務経理部長 木村 由幸
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 20,000百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	2018年9月28日
効力発生日	2018年10月6日
有効期限	2020年10月5日
発行登録番号	30－関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
30－関東 1－1	2018年11月22日	10,000百万円	－	－
30－関東 1－2	2019年1月11日	10,000百万円	－	－
30－関東 1－3	2019年2月27日	10,000百万円	－	－
30－関東 1－4	2019年4月5日	12,000百万円	－	－
30－関東 1－5	2019年7月25日	20,000百万円	－	－
30－関東 1－6	2019年10月3日	10,000百万円	－	－
実績合計額（円）		72,000百万円 (72,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 228,000百万円
 (228,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段
 （ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出
 しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	6
第二部 【公開買付けに関する情報】	7
第三部 【参照情報】	7
第1 【参照書類】	7
第2 【参照書類の補完情報】	7
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	9
第四部 【保証会社等の情報】	9
・ 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	10
・ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	11

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社クレディセゾン第78回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	10万円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.230％
利払日	毎年4月末日及び10月末日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020年4月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月末日及び10月末日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）「15. 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2026年10月30日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2026年10月30日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「15. 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2019年10月21日から2019年10月30日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2019年10月31日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債には担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）をしない。ただし、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する場合にはこの限りではない。 2. 前項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

財務上の特約（その他の条項）	1. 担保付社債への切換 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。 2. 担保権設定の手続 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄または前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
----------------	--

（注） 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA+（シングルAプラス）の信用格付を2019年10月18日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ

（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の定めに従い社債券を発行することができない。

3. 社債管理者

株式会社三井住友銀行

4. 特定資産の留保

(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下「留保資産」という。）を本社債以外の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結する。

(2) 本（注）4(1)の場合、当社は社債管理者との間に次の①から⑥についても特約する。

- ① 留保資産のうえに本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利またはその設定の予約等が存在しないことを、当社が保証する旨。
- ② 当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。
- ③ 当社は、原因の如何にかかわらず、留保資産の価額の総額が著しく減少したときは直ちに書面により社債管理者に通知する旨。
- ④ 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは直ちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
- ⑤ 当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合は、社債管理者の事前の書面による承諾により、留保資産の一部または全部につき社債管理者が認める他の資産と交換し、または留保資産から除外することができる旨。
- ⑥ 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

(3) 本（注）4(1)の場合、社債管理者は社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

5. 担保提供制限にかかる特約の解除

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄もしくは「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合、または本（注）4により特定の資産を留保した場合で、社債管理者が承認したときは、以後別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄及び本（注）8(1)は適用しない。

6. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。ただし、当社が本社債権保全のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときには、本（注）6(2)は適用しない。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項、本（注）7、本（注）8、本（注）9(2)及び本（注）12の規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1ヶ月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社の事業経営に重大な影響をおよぼす財産に対し、差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てがあったとき、またはその他の事由により当社の信用を害する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

7. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は平常社債管理者にその事業の状況を報告し、毎事業年度の決算及び剰余金の処分（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者に通知する。ただし、当該通知については、当社が本（注）7(2)に定める社債管理者への通知を行った場合または書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書及び訂正報告書並びにその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写を提出する。

8. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、社債の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、決定後遅滞なく書面により社債管理者に通知する。
 - ① 当社の事業経営に重大な影響をおよぼす財産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - ② 当社の事業の全部または重要な部分を変更、休止、廃止もしくは移転しようとするとき。
 - ③ 資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
 - ④ 組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。
- (3) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。

9. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約証書の定めに従い、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると認めたときには、いつでも当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、またはこれらにつき調査することができる。
- (2) 本（注）9(1)の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに協力する。

10. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限
社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。
11. 社債管理者の辞任
社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
12. 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
13. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）12に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債管理者に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
14. 発行代理人及び支払代理人
別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。
15. 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	10,000	1. 引受人は、本社債の 全額につき、共同し て買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料 は各社債の金額100 円につき金50銭とす る。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	5,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番 6 号	1,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	1,000	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号	1,000	
静銀ティーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町 1 番13号	700	
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	500	
F F G 証券株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番 1 号	200	
ちばぎん証券株式会社	千葉県千葉市中央区中央二丁目 5 番 1 号	100	
計	—	20,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金 2 銭を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
20,000	130	19,870

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,870百万円は、全額を購入斡旋実行資金として本社債の払込期日に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月20日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2019年10月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、その全体を一括記載したものであります。なお、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2019年10月18日）までの間において生じた変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済状況

当社グループの主要事業であるペイメント事業、リース事業、ファイナンス事業、不動産関連事業及びエンタテインメント事業の業績及び財政状態は、国内の経済状況の影響を受けます。すなわち、景気後退に伴う雇用環境、家計可処分所得、個人消費等の悪化が、当社グループが提供しているクレジットカードやローン、信用保証及び不動産担保融資等の取扱状況や返済状況、ひいては純収益や貸倒関連費用等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、中小規模の企業を主要顧客とするリース事業についても、景気後退に伴う設備投資低迷や企業業績悪化によって、純収益や貸倒関連費用をはじめとした業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 調達金利の変動

社債の発行や金融機関からの借入等に加え、金利スワップ等の活用により資金の安定化、固定化を図るなど、金利上昇への対応を進めておりますが、想定以上の金融情勢の変動や当社グループの格付けの引き下げによって調達金利が上昇し、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。すなわち、貸付金利等の変更は、顧客との規約の変更、同業他社の適用金利等、総合的判断が必要とされるため、調達金利の上昇分を適用金利に転嫁できない事態が生じた結果、利鞘の縮小を招く可能性があります。

(3) 競争環境

日本の金融制度は規制が緩和されてきており、これに伴ってリテール金融業界再編の動きが活発化しております。クレジットカード業界においても再編や異業種からの新規参入が増加するなど、ますます競争が激化しております。このような市場変化に伴い、加盟店手数料率の低下をはじめとした、取引先との取引条件の変更等が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 主要提携先の業績悪化

ペイメント事業において、提携カード発行契約あるいは加盟店契約等を通じて多数の企業や団体と提携しておりますが、こうした提携先の業績悪化が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、当社の有力なカード会員獲得チャネルである、提携小売企業の集客力や売上の落ち込みが会員獲得の不調や取扱高の低迷につながり、ひいては純収益にマイナスの影響を与える可能性があります。

また、当社グループはこうした提携先の一部と出資関係を結んでいるため、提携先の業績悪化が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムオペレーションにおけるトラブル

ペイメント事業をはじめとして、当社グループの主要な事業は、コンピュータシステムや通信ネットワークを使用し、大量かつ多岐にわたるオペレーションを実施しております。従って、当社グループ若しくは外部接続先のハードウェアやソフトウェアの欠陥等によるシステムエラー、アクセス数の増加等の一時的な過負荷による当社グループ若しくは外部接続先のシステムの作動不能、自然災害や事故等による通信ネットワークの切断、不正若しくは不適切なオペレーションの実施といった事態が生じた場合、当社グループの営業に重大な支障を来し、ひいては当社グループに対する信頼性の著しい低下等により、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報の漏洩等

当社グループは、カード会員情報等の個人情報を大量に有しており、適正管理に向けた全社的な取り組みを実施しておりますが、万が一、個人情報の漏洩や不正利用などの事態が生じた場合、個人情報保護法に基づく業務規程違反として勧告、命令、罰則処分を受ける可能性があります。これにより、当社グループに対する信頼性が著しく低下することで、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 規制の変更

当社グループは、現時点の規制に従って、また、規制上のリスクを伴って業務を遂行しております。当社グループの事業は、「割賦販売法」、「貸金業法」、その他の法令の適用を受けておりますが、これらの法令の将来における改定若しくは解釈の変更や厳格化、又は新たな法的規制によって発生する事態により、当社グループの業務遂行や業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、「利息制限法」に定められた利息の上限金利を超過する部分に対して、不当利得として返還を請求される場合があります。当社グループは将来における当該返還請求に備え、利息返還損失引当金を計上しておりますが、今後の法的規制の動向等によって当該返還請求が予想外に拡大した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

但し、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは非常に困難であり、当社グループがコントロールしうるものではありません。

(8) 非金融資産の減損

当社グループが保有する土地・建物の公正価値が著しく下落した場合、又は固定資産を使用している事業の損益に悪化が見られ、短期的にその状況の回復が見込まれない場合、当該固定資産の減損が発生し、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害等

地震等の大規模な自然災害により、当社グループの保有する店舗や施設等への物理的な損害、従業員への人的被害があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社クレディセゾン本店

（東京都豊島区東池袋三丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社クレディセゾン
代表者の役職氏名	代表取締役社長 林野 宏

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億以上であります。

347,152百万円

(参考)

(平成28年8月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
1,781円 ×	185,444,772株 =	330,277百万円

(平成29年8月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
1,995円 ×	185,444,772株 =	369,962百万円

(平成30年8月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
1,840円 ×	185,444,772株 =	341,218百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社及び当社の関係会社は、ペイメント、リース、ファイナンス、不動産関連、エンタテインメント等を主な事業の内容として、各社が各々の顧客と直結した事業活動を展開しております。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	国際財務報告基準		
	移行日	第68期	第69期
決算年月	2017年 4月1日	2018年3月	2019年3月
純収益 (百万円)	—	293,250	304,855
事業利益 (百万円)	—	57,314	52,233
税引前利益 (百万円)	—	52,850	45,763
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	—	38,446	30,517
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益 (百万円)	—	39,798	20,314
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	454,838	488,883	490,998
総資産額 (百万円)	2,745,804	2,946,978	3,212,465
1株当たり親会社所有者 帰属持分 (円)	2,784.73	2,993.18	3,006.14
基本的1株当たり当期利益 (円)	—	235.39	186.84
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	—	—	—
親会社所有者帰属持分比率 (%)	16.56	16.59	15.28
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (%)	—	8.15	6.23
株価収益率 (倍)	—	7.42	7.82
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	△40,023	△192,438
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	△45,134	△40,313
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	92,945	242,211
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	65,465	73,179	82,642
従業員数 (名)	4,043 (6,052)	5,599 (4,583)	5,584 (4,096)

(注) 1 純収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3 「希薄化後1株当たり当期利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 第69期より、国際財務報告基準(IFRS)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

回次	日本基準				
	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	2015年 3 月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月
営業収益 (百万円)	259, 076	269, 919	278, 944	292, 183	304, 869
経常利益 (百万円)	43, 687	43, 802	53, 065	56, 717	54, 192
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12, 628	26, 163	42, 253	38, 329	34, 016
包括利益 (百万円)	29, 766	25, 398	33, 606	39, 507	22, 905
純資産 (百万円)	447, 082	418, 988	446, 882	480, 669	497, 855
総資産 (百万円)	2, 373, 299	2, 550, 990	2, 720, 051	2, 940, 022	3, 217, 448
1 株当たり純資産 (円)	2, 424. 05	2, 563. 61	2, 724. 88	2, 933. 46	3, 046. 68
1 株当たり当期純利益 (円)	68. 77	147. 37	258. 70	234. 67	208. 27
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	255. 28	—	—
自己資本比率 (%)	18. 76	16. 41	16. 36	16. 30	15. 47
自己資本利益率 (%)	2. 92	6. 06	9. 78	8. 29	6. 97
株価収益率 (倍)	31. 38	13. 29	7. 68	7. 44	7. 02
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△85, 717	△102, 444	△103, 280	△54, 808	△193, 846
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3, 676	△23, 898	△19, 462	△46, 380	△40, 795
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	88, 434	139, 394	121, 208	112, 592	242, 236
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	51, 781	64, 813	63, 215	74, 557	82, 095
従業員数 (名)	3, 726 (5, 171)	3, 732 (5, 397)	3, 867 (5, 316)	5, 394 (4, 066)	5, 366 (3, 813)

- (注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 3 第65期、第66期、第68期及び第69期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第69期の期首から適用しており、第68期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- 5 第69期の日本基準に基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	2015年 3 月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月
取扱高 (百万円)	7, 153, 795	7, 458, 944	7, 914, 568	8, 409, 848	8, 814, 054
営業収益 (百万円)	219, 336	228, 713	238, 637	249, 865	259, 018
経常利益 (百万円)	38, 449	32, 614	28, 210	38, 871	39, 634
当期純利益 (百万円)	11, 315	25, 570	21, 045	22, 190	25, 875
資本金 (百万円)	75, 929	75, 929	75, 929	75, 929	75, 929
発行済株式総数 (株)	185, 444, 772	185, 444, 772	185, 444, 772	185, 444, 772	185, 444, 772
純資産 (百万円)	388, 470	359, 428	374, 477	396, 831	407, 533
総資産 (百万円)	2, 287, 986	2, 468, 797	2, 623, 644	2, 831, 296	3, 107, 284
1 株当たり純資産 (円)	2, 114. 61	2, 199. 56	2, 291. 62	2, 428. 43	2, 493. 92
1 株当たり配当額 (円)	30. 00	35. 00	35. 00	35. 00	45. 00
(内 1 株当たり中間配当額)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
1 株当たり当期純利益 (円)	61. 60	143. 97	128. 79	135. 80	158. 35
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	－	－
自己資本比率 (%)	16. 98	14. 56	14. 27	14. 02	13. 12
自己資本利益率 (%)	2. 99	6. 84	5. 74	5. 75	6. 43
株価収益率 (倍)	35. 03	13. 61	15. 42	12. 86	9. 23
配当性向 (%)	48. 70	24. 31	27. 18	25. 77	28. 42
従業員数 (名)	2, 078 (1, 475)	2, 163 (1, 523)	2, 289 (1, 549)	3, 297 (702)	3, 239 (647)
株主総利回り (%)	106. 6	98. 6	101. 6	91. 7	80. 0
(比較指標：配当込TOPIX) (%)	(130. 7)	(116. 5)	(133. 7)	(154. 9)	(147. 1)
最高株価 (円)	2, 460	2, 836	2, 256	2, 425	2, 021
最低株価 (円)	1, 763	1, 766	1, 596	1, 647	1, 183

- (注) 1 取扱高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。